

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アクロスプラザ長岡B街区
所在地 長岡市四郎丸町字沖田240番地1外
設置者 三菱UFJリース株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 長岡駅東土地区画整理事業内18街区5外
(変更後) 長岡市四郎丸町字沖田240番地1外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 小幡 尚孝
(変更後) 代表取締役 白石 正
- 3 変更年月日
 - ・ 2(1)に関する事項
平成22年1月22日
 - ・ 2(2)に関する事項
平成24年7月9日
- 4 変更の理由
大規模小売店舗の所在地が正式に決定したとともに、大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更になったため。
- 5 届出年月日
平成24年7月20日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年7月31日から平成24年11月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp